

5. 添付書類 工事経歴書の作成について

建設業法施行規則 別記様式第2号

工事経歴書

『工事経歴書』は、建設業許可の申請を行う際の添付書類として、申請書とあわせて提出（「更新」と「許可換え新規」の場合は、省略することができます）することとされており、許可取得後においても、毎営業年度終了後4ヶ月以内に、財務諸表等と併せて提出（変更届出書）することとされています。また、経営事項審査に係る経営規模等評価を申請する際にも、添付書類として、『工事経歴書』を提出することとされています。

工事経歴書の提出が必要となる時

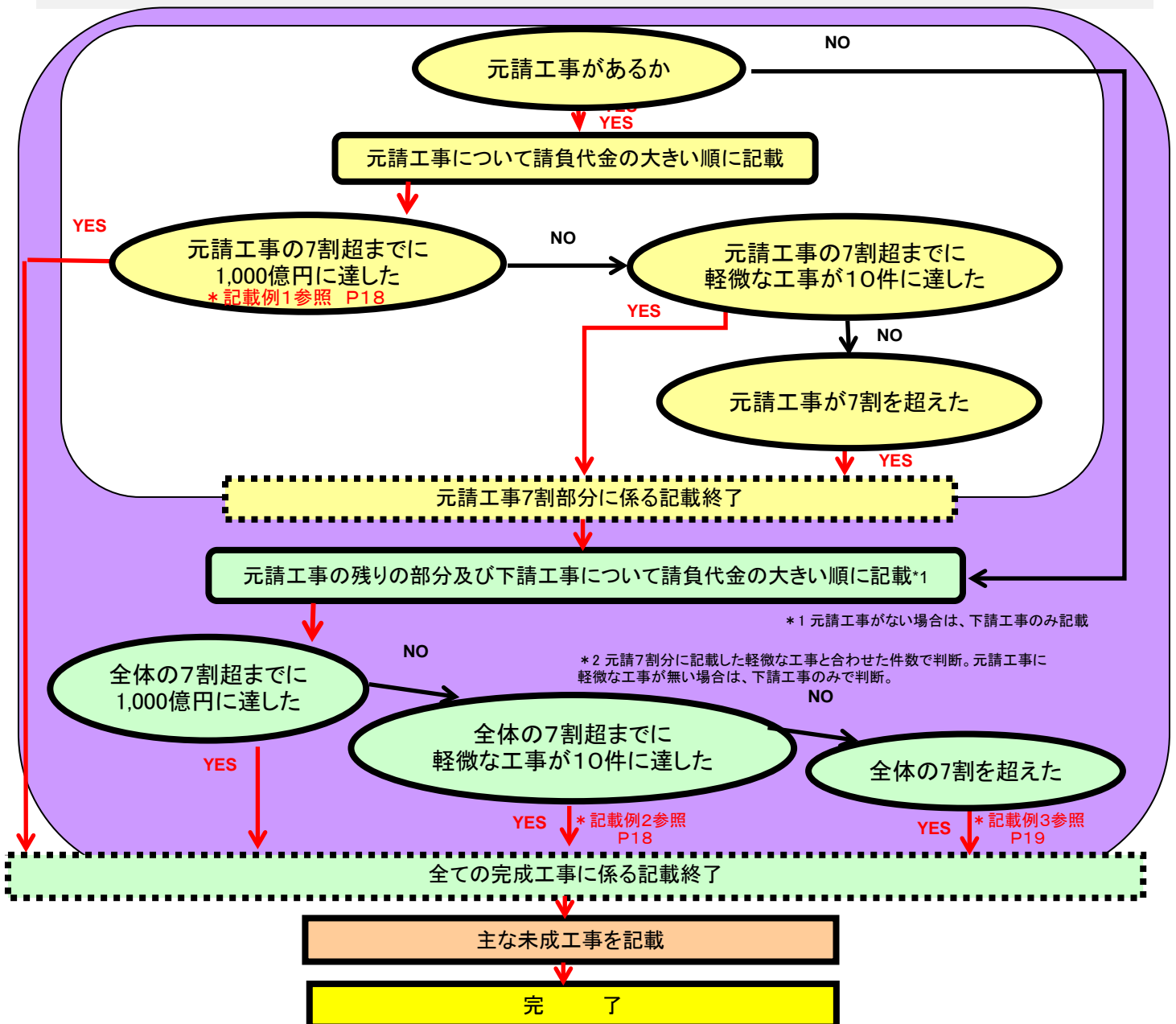
- ・建設業許可の申請を行うとき
- ・許可取得後、毎営業年度終了後における届出（変更届出書）を行うとき
- ・経営事項審査申請を行うとき

※毎営業年度終了後に提出する『工事経歴書』（変更届出書）を作成・提出していれば、経営事項審査申請の際の『工事経歴書』の提出は省略することができます。

第5 工事経歴書を作成する際の注意事項

工事経歴書（様式第2号）の記載フロー

- ①元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載する
- ②続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載する
ただし、①②において、1,000億円又は軽微な工事の10件を超える部分については記載を要しない
- ③さらに②に続けて主な未成工事について記載する



Ⅲ. 申請書等の作成方法について

* 記載例1 工事経歴書記載例（元請工事で軽微な工事が10件に達した場合）

様式第二号（第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係） **工事経歴書** (用紙A4)

とび・土工・コンクリート 工事 (税込・税抜)

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金のうち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	工期	
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別(該当箇所に印を記載) 主任技術者 監理技術者		着工年月日	完成又は完成予定年月
A	おおきな(株)	元請	かぶ製造工場地盤改良工事	東京都千代田区	東京一郎	√	9,000千円	令和1年12月	令和2年4月
B	北海道開発	〃	車止め設置工事	〃	愛知太郎	√	4,500千円	令和2年4月	令和2年7月
C	東北土木	〃	錦住宅敷地盛土及び基礎工事	〃	一宮二郎	√	3,200千円	令和2年8月	令和2年12月
D	関東建設	〃	豊橋川改修工事の内掘削工事	〃	津島一平	√	2,500千円	令和2年1月	令和3年3月
E	北陸産業	〃	丸の内ビル新築工事の内 外構工事	〃	半田五郎	√	2,000千円	平成31年1月	令和2年4月
F	中部塗装	〃	豊川アパート改築工事の内 足場仮設工事	〃	岡崎三男	√	1,900千円	令和2年10月	令和2年12月
G	近畿組	〃	栄ビル新築工事の内 くい打工事	〃	豊田一郎	√	1,800千円	令和2年9月	令和3年12月
H	中国建築	〃	一般国道99号線道路新設工事	〃	名古屋三郎	√	1,700千円	令和2年10月	令和3年3月
I	四国道路	〃	一般国道100号線道路改良 工事の内カッター工事	〃	愛知太郎	√	1,600千円	令和2年10月	令和2年12月
J	九州工業	〃	産業会館玄関 コンクリート工事	東京都足立区	岡崎三男	√	1,500千円	令和2年2月	令和2年3月
K	沖縄機械	〃	図書館新築工事の内 基礎工事	東京都中央区	豊田一郎	√	1,000千円	平成31年4月	令和2年5月
L	総合建設	下請	B~Kの件数 ≤ 10件		岡崎三男	√	千円	平成30年5月	平成2年5月
M	中国建築	〃	県道123号線道路側溝工事	東京都新宿区	岡崎三男	√	7,000千円	千円	千円

① 元請工事の7割部分に係る
② 下請工事に係る

1. 軽微な工事について10件を超える部分は記載不要

2. 記載額が全ての完成工事高の合計額の7割を超えたため記載終了

小計	15	45,700	千円	千円	うち 元請工事	30,700	千円	千円
合計	52	65,000	千円	千円	うち 元請工事	50,000	千円	千円

ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額(A~K)

全ての完成工事高の合計額

元請工事に係る完成工事高の合計額

* 記載例2 工事経歴書記載例（全体で軽微な工事が10件に達した場合）

様式第二号（第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係） **工事経歴書** (用紙A4)

とび・土工・コンクリート 工事 (税込・税抜)

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金のうち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	工期	
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別(該当箇所に印を記載) 主任技術者 監理技術者		着工年月日	完成又は完成予定年月
A	おおきな(株)	元請	かぶ製造工場地盤改良工事	東京都千代田区	東京一郎	√	10,000千円	令和1年12月	令和2年4月
B	北海道開発	〃	社屋車止め設置工事	〃	愛知太郎	√	4,500千円	令和2年4月	令和2年7月
C	東北土木	〃	錦住宅敷地盛土及び基礎工事	〃	一宮二郎	√	3,200千円	令和2年8月	令和2年12月
D	関東建設	下請	豊橋川改修工事の内掘削工事	〃	津島一平	√	8,000千円	令和2年1月	令和3年3月
E	北陸産業	〃	丸の内ビル新築工事の内 外構工事	〃	半田五郎	√	5,500千円	平成31年1月	令和2年4月
F	中部塗装	〃	豊川アパート改築工事の内 足場仮設工事	〃	岡崎三男	√	2,500千円	令和2年10月	令和2年12月
G	近畿組	〃	栄ビル新築工事の内 くい打工事	〃	豊田一郎	√	2,000千円	令和1年9月	令和2年12月
H	中国建築	〃	一般国道99号線道路新設工事	〃	名古屋三郎	√	1,900千円	令和2年10月	令和3年3月
I	四国道路	〃	一般国道100号線道路改良 工事の内カッター工事	〃	愛知太郎	√	1,800千円	令和2年10月	令和3年12月
J	九州工業	元請	産業会館玄関 コンクリート工事	東京都足立区	岡崎三男	√	1,700千円	令和3年2月	令和3年3月
K	沖縄機械	下請	B 邸新築工事の内 基礎工事	東京都中央区	豊田一郎	√	1,600千円	平成31年4月	令和2年5月
L	中国産業	〃	県道758号線道路側溝工事	〃	岡崎三男	√	1,500千円	千円	千円
M	総合建設	〃	県道123号線道路側溝工事	東京都新宿区	岡崎三男	√	1,000千円	千円	千円

① 元請工事の7割部分
② ①以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事

1. 元請工事に係る完成工事の合計額の7割を超えて記載

2. 軽微な工事が10件に達したため記載終了

注文者・工事名で個人が特定されないよう留意

小計	13	45,200	千円	千円	うち 元請工事	19,400	千円	千円
合計	52	70,000	千円	千円	うち 元請工事	25,000	千円	千円

ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額(A~C+J)

全ての完成工事高の合計額

元請工事に係る完成工事高の合計額

*** 記載例3 工事経歴書記載例 (全ての完成工事工事高の合計額7割に達した場合)**

様式第二号 (第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係) **工事経歴書** (用紙A4)

(建設工事の種類) とび・土工・コンクリート 工事 (税込・税抜)

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金の額	工 期		
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別 (該当箇所にV印を記載) 主任技術者 監理技術者		うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着工年月日	完成又は完成予定年月
A おおきな(株)	元請	JV	かぶ製造工場地盤改良工事	東京都千代田区	東京一郎	√	100,000千円		令和 1 年 12 月 令和 2 年 4 月	
B 北海道開発	〃	JV	仙台駅車止め設置工事	〃	愛知太郎	√	60,000千円		令和 2 年 4 月 令和 2 年 7 月	
C 東北土木	〃		錦住宅敷地盛土及び基礎工事	〃	一宮二郎	√	3,200千円		令和 2 年 8 月 令和 2 年 12 月	
D 関東建設	下請		豊橋川改修工事の内掘削	〃	津島一平	√	8,000千円		令和 2 年 1 月 令和 3 年 3 月	
E 北陸産業	〃		丸の内ビル新築工事の内 外構工事	〃	半田五郎	√	7,500千円		平成 31 年 1 月 令和 2 年 4 月	
F 中部塗装	〃		豊川アパート改築工事の内 足場仮設工事	〃	岡崎三男	√	6,300千円		令和 2 年 10 月 令和 2 年 12 月	
G 近畿組	〃		栄ビル新築工事の内 くい打工事	〃	豊田一郎	√	5,100千円		令和 2 年 9 月 令和 2 年 12 月	
H 中国建築	〃		一般国道99号線道路新設工事	〃	名古屋三郎	√	2,000千円		令和 2 年 10 月 令和 3 年 3 月	
I 四国道路	〃		一般国道100号線道路改良 工事の内カッター工事	〃	愛知太郎	√	1,800千円		令和 2 年 10 月 令和 2 年 12 月	
2. 記載額が全ての完成工事高の合計額の7割を超えたため記載終了										
A~Cの合計額 ≥ Yの7割								千円	千円	令和 年 月 令和 年 月
A~Iの合計額 ≥ Xの7割								千円	千円	令和 年 月 令和 年 月
ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額(A+B+C)								千円	千円	令和 年 月 令和 年 月
ページごとの完成工事高の合計額(A~I)								千円	千円	令和 年 月 令和 年 月
小計								9 件	193,900千円	うち 元請工事 163,200千円
合計								52	270,000千円	うち 元請工事 233,000千円

① 元請工事に係る完成工事の7割部分

② ①以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事

「軽微な工事」

- 記載要領**
- この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
 - 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
 - この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。
記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。
- (1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合
- 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事という。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあっては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 - それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請人として請け負った建設工事という。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 - さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- (2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合
- 主な完成工事については、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
 - 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
 - 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
 - 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行った工事について「JV」と記載すること。
 - 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があった場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。
 - 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書きで付記すること。
 - 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。



■ 工事経歴書を作成する際の注意事項・・・

- 「工事名」の欄の工事名称は、請負契約書等に記載されている工事名称を、そのまま正確に記載して下さい。
(契約書記載の工事名称を勝手に略したり、変更しないでください。
※工事名称に個人名が含まれている場合は除く。)

- 工事進行基準を適用する工事で完成工事高を括弧書きする場合の記載例

完成工事高
(65,000)
88,000 千円

- ← 工事進行基準による当期計上額
- ← 全体の契約額